

広島県告示第五百八十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によって、次の区域を
港湾隣接地域として指定する。

平成十九年五月十七日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び水際線によって囲まれた区域。

二 点の位置（基点の標示角度は真北による）

基準点 四等三角点「山本」安芸郡坂町字狐ヶ城六九七六

（北緯三四度一分五九秒一五六七、東経一三三度三〇分四二秒一八三二）

基点一 基準点から二八〇度の方向六二九メートルの点

基点二 基点一から八三度の方向一メートルの点

基点三 基点二から一七三度の方向三メートルの点

基点四 基点三から二二二度の方向一一五メートルの点

基点五 基点四から一六二度の方向五メートルの点

基点六 基点五から二七七度の方向二メートルの点

基点七 基点六から一八六度の方向三メートルの点

基点八 基点七から二七七度の方向三メートルの点